

福祉サービス第三者評価機関認証要綱 新旧対照表（抄）

| 新 | 旧 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>(認証基準) 第 2 条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。 (省略)</p> <p>(3) ア 第 8 条の規定により認証を辞退した法人(当該辞退の日前 6 0 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。) であった者が役員である法人を含む。) については、その辞退の日から 3 年間を経過していること。</p> <p>イ 第 1 0 条の規定により認証を取り消された法人(当該取り消しの日前 6 0 日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。) については、その取消の日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p><u>ウ 第 4 条第 2 項の規定により認証されないこととされた法人(当該認証されないこととされた日前 6 0 日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。) については、その認証をされないこととされた日から委員会で定められた期間がある場合はその期間を経過していること。</u></p> <p>附 則 本要綱は平成 1 8 年 3 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>本要綱は平成 1 9 年 3 月 8 日から施行する。</u></p> <p>平成 1 5 年 4 月 1 日 一部改正 平成 1 6 年 4 月 1 日 一部改正 平成 1 7 年 3 月 2 2 日 一部改正 平成 1 8 年 3 月 9 日 一部改正 <u>平成 1 9 年 3 月 8 日 一部改正</u></p> | <p>(認証基準) 第 2 条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。 (省略)</p> <p>(3) ア 第 8 条の規定により認証を辞退した法人(当該辞退の日前 6 0 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。) であった者が役員である法人を含む。) については、その辞退の日から 3 年間を経過していること。</p> <p>イ 第 1 0 条の規定により認証を取り消された法人(当該取り消しの日前 6 0 日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。) については、その取消の日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p>附 則 本要綱は平成 1 8 年 3 月 9 日から施行する。</p> <p>平成 1 5 年 4 月 1 日 一部改正 平成 1 6 年 4 月 1 日 一部改正 平成 1 7 年 3 月 2 2 日 一部改正 平成 1 8 年 3 月 9 日 一部改正</p> | <p>評価機関としてふさわしくないとして不認証とされた法人について、次回申請までの期間を、委員会にて設定できることを規定することにより、辞退や取消との均衡を図るため</p> |